

群労雇均発 0508 第 1 号
令和 6 年 5 月 8 日

各 団体の長 殿

群馬労働局雇用環境・均等室長
(公 印 省 略)

フリーランス・事業者間取引適正化等法について（周知方協力依頼）

雇用環境・均等行政の運営につきましては、平素より各別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化とフリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的として、令和 5 年 5 月 12 日に公布され、令和 6 年 11 月に施行される予定です。

つきましては、関係者への周知に向けた御協力を賜りたく、別紙「周知広報原稿例」の内容の記事を、貴団体の広報誌等に掲載くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

周知広報用原稿例1

【タイトル例】

フリーランスとの取引に関する新しい法律が施行されます
～令和6年秋頃フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行～

【原稿例】

近年、配送やデザイン制作など多様な業種で、フリーランスとして働く方が増えています。一方、フリーランスは「個人」、つまり 従業員を雇用せず一人で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすくなります。そのため、「報酬が支払われない」「一方的に仕事内容を変更される」「ハラスメントを受けた」等のトラブルの増加が問題となっています。

このような状況を改善し、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事できる環境を整備するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)」が令和5年5月12日に公布されました。

この法律は、以下を目的としています。

- ①フリーランスの方々と企業等の発注事業者との間の取引の適正化
- ②フリーランスの方々の就業環境の整備

具体的には、発注事業者に対して、①の観点から、仕事を発注した際の取引条件の明示や成果物の受領から原則60日以内での報酬の支払いを義務付けるとともに、受領拒否や報酬減額等を禁止事項とするほか、②の観点から、育児介護等との両立への配慮やハラスメント対策のための相談体制の整備などを義務付けることとしています。

この法律は、令和6年11月の施行を予定しています。法律の概要や最新の情報など、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

【厚生労働省ホームページ】

フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html



(約700文字)